

◆（橋本尚理君） 私は、自由民主党新生会の橋本尚理でございます。

日本ウイグル協会名誉会長イリハム・マハムティさんが、岩国市役所でのパネル展や講演のために九月二十日から一週間岩国に滞在され、その間に中国共産党から、ウイグル人に対する様々な弾圧や拷問の実態を数多く聞くことができました。

この議場で紹介することがはばかれる内容ばかりですので、詳細につきましてはネット等でお調べいただきたいと存じますが、どれもがあまりにも非人道的で想像を絶するものばかりであり、まさに、ナチスを超える民族肅清であり、チベット、内モンゴルに続いている民族根絶政策でありました。

ウイグルは、もともと東トルキスタン共和国という国家であり、ユーラシア大陸の心臓部に位置し、二千年以上前から商業文化都市として栄えておりました。その国旗がこちらでございます。一九四九年にソ連の援助を受けた中国人民解放軍が武力により侵略し、新疆ウイグル自治区と改名し、中国の領土としたのであります。

イリハムさんの話の中の一つに「中国共産党からどんな拷問を受けようとも、どんな洗脳教育を受けようとも、私は骨の髄までウイグル人です。変わることはありません。ただ、私が一番恐れているのが、収容所で洗脳教育を受けたウイグルの子供たちが大人になり、ウイグルの子供たちに洗脳された教育をすることなのです」と話してくれました。

この話を聞いて私は驚愕したのと同時に、彼が一番恐れていることが、我が国では七十年以上前から起きていることに気づかされました。敗戦後、GHQによる、さきの大戦は侵略戦争だ、日本軍は東アジアの人々に大変な悪事を働いたなどの事実に対する自虐的で歪曲された教育を日教組やマスコミから受けた子供たちが大人になり、教師になり、今の子供たちに今でもそう教えているのであります。

一週間前、私は、二〇〇四年から八年間、NHKニュース7の気象コーナーを担当されていた気象予報士の半井小絵さんの講演を聞く機会がありました。

くしくもその中で半井さんが、「私は学校で教わったとおり、太平洋戦争で日本軍は東アジアの人々に重大な悪事を働いたと信じておりました。しかし、二〇一五年、さきの大戦は大東亜戦争であり、大東亜会議の存在を知ったとき、自分たちが学校で受けた教育は、戦後につくり上げられた洗脳教育であったことに気づき、このままでは大切な日本は守れないとの思いで、保守系言論人としての活動を始めました」と私の懸念を裏づける話も聞くことができました。

そこで質問に入らせていただきます。私は、今までも県議会において、教育問題、とりわけ教科書採択の問題について度々取り上げてまいりました。

子供たちへの教育の根幹は、教科書であり、教科書に何が書いてあるのか、何を教えるのかは何より重要となります。

我が国の教科書は、学校教育法に基づき国による教科書検定制度が採用されております。しかし残念ながら、国の検定を合格した教科書の中には、これまで歴史的、世界的に事実として確定しているわけではない事象を殊さら強調し、自虐的、誇大に扱っているものについても散見されるのが現状であります。

こうした中、本県においては平成二十八年度から四年間、県立高森みどり中学校と下関中等教育学校で使用される歴史及び公民の教科書について、平成二十七年度に初めて、日本の歴史や文化への愛情を育むことを編集目標に掲げている育鵬社の教科書を採用されております。

また、新学習指導要領に対応し、令和三年度から使用される教科書についても、引き続き育鵬社の教科書を採用されたところであり、私としては、この県教委の御判断に深く敬意を表するものであります。

しかしながら、昨年度は、全国的には、育鵬社の教科書を採用した市町村は防府市をはじめ減少いたしました。育鵬社の教科書に対し、ウェブサイトで戦争賛美などとレッテルを貼り、不採択を求めるよう呼びかける運動が見られたとの報道もあり、そうした活動が採択に影響を及ぼしたのなら、大変大きな問題であります。

教科書採択に当たっては、静ひつな環境で、これからの社会を生きる子供たちの将来を真剣に考え、揺るぎない信念の下、適正かつ公正に審議する必要があります。

この四月に就任された繁吉教育長におかれましては、その就任の挨拶に当たり、本県は、これまでも豊かな先見性、質実剛健の気風、ふるさとを愛する心、そして、若者に期待し若さに託すといった優れた教育風土を持つ特色があり、これらは、未来に引き継いでいく貴重な財産であると述べられておられます。

まさに、先人たちが築かれてきた本県が誇るべき防長教育を守り、復活させていくことが重要であり、そのためには、本県及び県内市町教委の教科書採択において、県教委、そして教育長の強いリーダーシップが重要となります。

そこでお尋ねをいたします。県教委として、教科書採択について、どのような姿勢で、考え方で臨まれるのか、また、市町教委の教科書採択について、どのような考え方で指導・助言・援助を行われるのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、御英霊の顕彰についてお伺いいたします。

戦後七十六年間も我が国が独立と平和を享受しているのは、国のために貴い命をささげられた御英霊の礎の上にあるとの思いから、私は、御英霊の顕彰を政治活動の大きな柱の一つに掲げております。

その思いの中、昨年来、多くの道府県遺族会や道府県護国神社を視察し、情報交換をさせていただきました。

訪れた全ての道府県で、昨年来のコロナ禍により護国神社の戦没者慰霊祭は、遺族及び来賓を招待せず神職のみで行われておりました。山口県護国神社も同様であります。

さらには、御遺族の高齢化により、今では遺族会の存続すら危惧されている地区が出ており、ましてや、二年続けて慰霊祭に遺族が参列しなければ、コロナ終息後に、果たして以前の状態に戻るのだろうか、とても厳しいのではないかと、今後、御英霊の顕彰は誰がしてくれるのだろうか、御英霊の存在すら忘れ去られてしまうのではないかという言葉も、行く先々で聞いたのであります。

私も二十年前から祭典委員長として地元岩国護国神社の春秋の慰霊祭や正月の献穀祭、夏の御霊祭りを催行しておりますが、同様な不安を抱えておりました。

さて、皆さんの中にも、靖国神社を参拝された際、カトリック系の名門女子校白百合学園の生徒さんたちが、靖国神社に一礼をして通学している姿を目にされ、一神教であるがゆえに数々の宗教戦争を起こしてきたキリスト教学校の生徒さんが、なぜ靖国神社に一礼との疑問を持たれた方もいらっしゃるの

ではないでしょうか。

これは、一九八一年、白百合学園創立百周年の際、来校されたローマ法王ヨハネ・パウロ二世に、一人の生徒さんが、通学路に靖国神社があるのですが、どうしたらいいですかと尋ねられると、法王は、こうべを垂れて通りなさいとお答えになられ、以来今日まで、白百合学園の伝統となっており、岸防衛大臣の奥様も白百合学園在学中はこの伝統を守っておられたそうです。

さらに、戦後、GHQが靖国神社を焼き払い、ドッグレース場にする計画を立てた際、ローマ教皇庁代表は、「日本に信仰の自由が完全に認められるなら、神道、仏教、キリスト教、ユダヤ教などいかなる宗教を信仰する者であろうと、国家のために死んだ者は、全て靖国神社にその御霊を祭られるようにするべきである」さらに、「いかなる国家も、その国のために殉じた戦士に対して敬意を払う権利と義務がある。それは、戦勝国か敗戦国かを問わず、国家のために命をささげた人に敬意を払うのは自然の法、平等の真理でなければならない」と進言され、靖国神社が残されたのであります。

しかし、いわゆるA級戦犯合祀が明らかになった後も、歴代総理大臣は靖国を参拝されましたが、昭和六十年、中曽根総理の公式参拝の折、朝日新聞を筆頭に、靖国参拝はアジア人民を傷つけるなどとの参拝大反対大キャンペーンが展開され、中国がそれに乗るかのように、侵略への反省がない、軍国主義の復活と反発したために長きにわたり途絶え、現在もなされておられません。

国民の代表である総理が靖国を参拝し、国家のために殉職された御英霊に対し、慰霊し、敬意を払うこと、これは至極当然で最も大切なことなのであります。

当然、私は、年に一度は靖国神社を正式参拝させていただいております。

さらに先日、朝日新聞に、護国神社の例大祭、七県知事らが公務参列との見出しで、ある憲法学者の話として、到底社会的儀礼とは言えず憲法違反であるとの記事が掲載されました。

この調査を発案したのが宇部市の牧師であり、日本基督教団関係団体が調査したとありました。この方々に、さきに述べましたローマ教皇庁代表の話をぜひ聞いていただきたいものであります。

国と家族を守るために貴い命をささげられました御英霊をお祭りしている靖国神社や護国神社は、家庭に言い換えれば、家族を守り養われてこられた御先祖をお祭りしてある仏壇や神棚や祭壇と同じであり、単なる神道宗教施設ではないのであります。

多くの日本人は、知人の家にお邪魔をした際、たとえ宗教が違って、その家に礼を尽くすためにその家の仏壇や神棚に手を合わせられるのではないのでしょうか。戦没者慰霊祭への参拝は、社会通念上最も大切な儀礼であり、政教分離の原則に反するものではありません。

村岡知事も、戦没者や御遺族に対して弔意、哀悼の意を表するために社会的儀礼として出席している、憲法で禁止されている宗教的活動には当たらないとの見解を堂々となされており、御英霊の顕彰に携わる全ての者を代表して、村岡知事に厚く御礼を申し上げます。

また、山口県では、昭和四十一年から沖縄県摩文仁の丘にある防長英霊の塔の前庭において、山口県南方地域戦没者防長英霊の塔慰霊祭を、知事が会長を務める山口県南方地域戦没者慰霊奉賛会が主催して、例年十一月六日午後一時から行っております。

沖縄の山口県人会元会長の上関町出身の歯科医中川智晴先生から聞いた話によりますと、防長英霊の塔を建立した当時の橋本正之知事は、摩文仁の丘で、連合軍の艦砲射撃で犠牲になられた方々が、水、水を飲みたいと言って亡くなられたと聞き、私財百万円を出され、麓から水道を引かれたそうであります。

さらに、橋本知事から慰霊祭の日時はいつがいいかと尋ねられた中川会長は、沖縄气象台に統計上で摩文仁の丘に雨が降っていない日はいつかと尋ねられたところ、十一月六日だとのことで、この日に決められたとのことでありました。

私も十回近く参列しておりますが、傘を差して参列したことは一度もありません。コロナ禍により中止となった昨年に続き、今年も私は日帰りでお参りをさせていただきました。午前中は大変な雨だったそうですが、私が参拝した午後には雨も上がり、傘を差すことなく献花、献饌をすることができました。やはり先人の知恵と教えというのは守り継ぐものだなと感じたところであります。

また、橋本知事は「あなたの遊んだ川の石 あなたの登った山の石 ふるさとの石を寄せ ここマブ二の丘にうずめます その一つ一つに 妻や子や父母の こころが託されているのです 祈りがこめられているのです みたまよ 願わくは 安らかに眠りたまえ」との碑文を作られました。

参列された御遺族は、この碑文を朗読され、それぞれが持ち寄られたふるさとの石を防長英霊の塔に奉納されるのであります。実に橋本知事は立派な方でありました。

その後の歴代知事も、橋本知事の御意思を継承し、副知事と交代ではありますが、御自身が参列をされておられます。いまだに知事本人が参列される県はごく僅かであると聞き、誇りに思うところであります。

そこでお伺いをいたします。県として御英霊の顕彰や会員の減少が続く遺族会への支援に、今後どのように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、朝鮮学校への補助金についてお伺いをいたします。

朝鮮学校を高校授業料無償化の対象外にする処分は違法だとして、広島朝鮮初中高級学校の運営法人与元生徒が処分の取消しや損害賠償を求めた訴訟で、最高裁は本年七月末、学校側の上告を退ける決定をし、学校側敗訴とした一、二審判決が確定いたしました。これで、全国五か所で起こされていた同様の訴え全てが敗訴が確定したのであります。

この決定を受けて、直ちに北朝鮮は、この不当な判決は在日朝鮮人の民族教育の権利を侵害し、差別する民族排他主義・人権じゅうりん行為の極限状態と主張。また、在日朝鮮人が日本国民と同じ納税義務を負っている条件でのこのような差別行為は、徹頭徹尾、朝鮮に対する敵対視政策の産物と批判しました。

皆さん、どこかでよく耳にする主張にそっくりと感じませんか。補助金計上しないのは差別だ、教育を受ける権利の侵害だ、高校無償化から除外しているのはヘイト先導だ。そうです。毎定例会のたびにこの議場で聞かされる、朝鮮学校補助金の復活を求める質問と全く同じ主張なのであります。

このような質問を繰り返される方々は、北朝鮮の代弁者と成り下がっていると言わざるを得ないのであります。こうした質問が北朝鮮に誤ったメッセージを送るとともに、結果として彼らを利することにつながっていることを理解されておられるのか、理解されておられないのか、私には理解できません。

どうか、皆さんも横田めぐみさんの早期帰国を望んでおられる日本人であるなら、自国民の人権を軽視し、核ミサイルの開発にのみ突き進んでいるテロ支援・独裁国家北朝鮮を利するだけの質問はしないでいただきたい、二度とこの議場で取り上げないでいただきたい、この不毛な論争に終止符を打っていただきたいと強く申し上げておきます。

朝鮮学校をめぐるのは、教育基本法が禁じている朝鮮総連による不当な支配の疑いが指摘され、平成二十五年に適正な学校運営が確認できなかったと正式に高校授業料無償化の対象外となるとともに、平成二十八年には自治体に対し補助金見直しを求めるよう文部科学大臣から通知もなされております。

私は、平成二十三年十一月議会で、朝鮮学校への補助金は直ちに停止し、朝鮮学校への調査は、朝鮮語の分かる職員を同行し、抜き打ちで行うべきであると質問・要望をいたしました。当時の二井県政の答弁は、抜き打ち検査や朝鮮語を分かる職員の同行はせずに調査を行った結果、補助金の執行は適正になされており、見直すつもりはないという趣旨の答弁をされ、聞き間違いではないかと我が耳を疑ったことを今も鮮明に記憶しております。

その後、翌年八月に就任された山本前知事の御勇断により、平成二十五年度から補助金の予算計上が見送られ、現在の村岡県政にもその方針がしっかりと引き継がれていることは、改めて高く評価する次第であります。

教育の自由はある。だが、独裁者を神格化したり、日本が拉致問題を使って排外主義をあおっていると教えたりしている学校にまで、公的な支援をすべきではありません。

この問題は単なる一地方のことにとどまらず、我が山口県がしっかりと国家観を持っているか否かが試されていると思うのであります。

そこで、朝鮮学校への補助金を予算計上していない考え方を改めてお伺いするとともに、今後県としてはどのように対応していけるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、第二宇宙作戦隊の新編についてお伺いいたします。

先日、岸防衛大臣が、航空自衛隊防府北基地を視察され、昨年府中基地に設置された宇宙作戦隊に続き、防府北基地に第二宇宙作戦隊を新編すると表明をされました。

これは、私も十月に、防衛省の防衛白書作成事務室室長より、令和三年度版防衛白書の概要について説明を受けた中で、昨年決定された宇宙基本計画に基づき、人工衛星にとって脅威となる宇宙ごみなどを監視し、中国やロシアが開発を進めている人工衛星を妨害・攻撃・捕獲するキラ衛星や衛星攻撃ミサイル、電磁波による妨害を行うジャミング兵器などにより、我が国の安全保障や経済社会が依存する宇宙システムに対する脅威が増大していることに対抗する目的で、自衛隊においては、令和三年度に、SSA、宇宙状況監視の強化、宇宙領域を活用した情報収集・通信・測位などの各種能力の向上、そして宇宙利用における抗堪性の強化を担う部隊を新編するとともに、各部隊の上級部隊として宇宙作戦群を創設すると聞きました。

私は、山陽小野田市に宇宙状況監視レーダー施設整備が進んでいることから見て、宇宙作戦隊は防府基地に新設されるのかと感じておりましたが、やはりそうでありました。

そこでお尋ねいたしますが、県として、防府北基地への第二宇宙作戦隊の新編に対して、今後どのように対応を取られるのか、お伺いをいたします。

最後に趣を変えまして、インクルーシブ社会の実現についてお尋ねをいたします。

さきの議会で、インクルーシブ社会の実現に向け幾つかの角度から質問をさせていただき、その後、十月十七日に、この春、愛宕山にオープンしたふくろう公園で、第一回ふくろう公園インクルーシブDAYを主催いたしました。

当日は、障害のある子供百二十四名とその家族二百七十四名、計三百九十八名の参加があり、自衛官四十四名、看護学校生六十九名をはじめ約二百名のボランティアで見守らせていただきました。

そこで、参加保護者から頂いたアンケートの回答を幾つか紹介させていただきます。

圧倒的に多くの回答が、貸切りなので周りの人の目を気にせず、肩身の狭い思いをせず、すみません、すみませんと謝らず、初めて子供を自由に遊ばせることができましたであり、全ての方から、このイベントを続けてほしいとの要望を頂きました。

また、ボランティアに対しては、どこに行っても見守ってくださり、付き添ってくださり、手助けをしていただいたので、子供を安心して遊ばせることができましたなどの感謝の言葉ばかりでした。

また、いつもは障害のある本人と兄弟のどちらかを祖父母に預けて遊ぶのですが、今日はみんなで一緒に楽しい時間を共有することができました。本人にとっても、兄弟にとっても、祖父母にとっても、もちろん私にとっても初めて経験するすばらしい一日でした。また、今までママ友がいなくて、子育てに不安を感じていましたが、今日、同じ障害のある子を育てた先輩ママさんと知り合い、悩みを聞いてもらい、LINEを交換してもらったので助かりました。さらに、障害のある子供たちが、みんな楽しく遊ぶ姿を見て、インクルーシブ社会の必要性を感じた。みんないっしょに、大事なことだと思ったとの回答もありました。

ボランティアに参加してくれた岩国医療センター看護学校学生からは、人の役に立ちたいという思いから積極的に行動ができ満足感を得ました、コミュニケーションの重要性や環境調整や個別性を踏まえた関わり的重要性に気づき、改めて自分が目指す看護師への思いが強くなりましたとの感想が多く寄せられ、来年度からは、正規の授業に組み込まれることが決定をいたしました。

これらの回答を読みながら、私は、一日でも早くインクルーシブな社会を実現させるためにこの活動が続けなければならないと改めて確信したと同時に、県下全域の障害のある子供たちや家族に、このような体験ができる場をつくっていただきたいと強く感じたのであります。

最後に、一つの回答を紹介いたします。他人の目を気にすることなく、今日は遊ばせたけど、インクルーシブって難しい、学校教育での実現はさらに難しい、でも、この活動は続けてほしいです、本当。

この回答は、私たちスタッフ全員も同じ思いを持ちました。当初は二回目からは通常学校の子供たちを交えてのイベントにする予定でしたが、次回も、障害のある子供たちとその家族に限定したイベントにすることにいたしました。今回の経験だけでは、私たちにはその自信が持てなかったからであります。インクルーシブ社会の実現は本当に難しいと感じたのであります。

そこで数点お尋ねいたします。さきの議会での答弁で、あいサポート運動を紹介され、社会全体での環境づくりを進めるとのことでしたが、何事も経験です。あいサポート等々の体験型の交流を、積極的に県内各地域で数多く開催していただきたい。さらには、私たちのようなスタッフへの研修も必要と思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、さきの議会後も全国的にインクルーシブ遊具の試験的導入が進んでおります。今朝も「ZIP!」で——テレビですね、「ZIP!」でインクルーシブ公園の特集をしておりましたように、山口県もこの流れに乗り遅れることなく、総合支援学校への導入も含め、早急に取り組んでいただきたいと思いますが、御所見をお伺いいたします。

最後に、私たちが、二回目も障害のある子供たちと家族に限定したのは、私たちに自信が持てなかっただけではありません。通常の学級におけるインクルーシブ教育に不安を感じるところがあったからで

あります。

教育長の御所見を再度お伺いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
ございました。（拍手）

当該圏域に求められる医療提供体制を確保するため、萩市市民病院と都志見病院の統合による中核病院の形成に向けて検討することが、令和二年一月に調整会議で協議の上、決定されたところです。

この方針に基づき、萩市では、前市長の下で具体的な検討を進めてきたところであり、県においても、国の手厚い財政支援等が受けられる重点支援区域の選定や県職員の派遣など、必要な支援を行ってまいりました。

こうした中、本年三月の市長交代に伴い、萩市では、これまでの方針をゼロベースで見直すこととされ、新たに市独自の中核病院協議会を設置し、改めて検討が行われてきましたが、中核病院の形成が必要との協議会報告を踏まえ、萩市長は、このたびの市議会において、二病院の統合による中核病院の形成に向けて検討を進めていくことを表明されました。

私は、このたびの示された方針は、既に調整会議で合意された方向性に沿ったものであり、本来あるべき方向性が示されたものと受け止めており、今後は、中核病院を形成するに当たり、中心となる市をはじめ、国や地域の関係者が一体となって取組を進めていくことができるものと考えています。

また、お示しのように、二次救急医療体制等の確保が喫緊の課題である萩医療圏においては、結果として議論が中断し、必要とされる医療提供体制の整備が遅れることによる地域住民や関係者の不安感を考えると、今後、スピード感を持って二病院の統合による中核病院の形成に向けた取組を進めていくことが重要であると認識しています。

このため、私は、今後、調整会議において議論を深め、関係機関等と十分な連携を図りながら、萩医療圏における中核病院の形成による地域医療構想の推進に取り組み、地域住民の皆様が安心できる医療提供体制の構築を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係参与員よりお答え申し上げます。

P. 3066

◎知事（村岡嗣政君） 酒本議員の御質問のうち、私からは、コロナハラスメントについてのお尋ねにお答えします。

新型コロナウイルス感染症の国内での発生から間もなく二年が経過し、この間、五度にわたる感染拡大の波を経験する中で、誰もがどこでも、この感染症に罹患する可能性があることは、今や周知の事実となっています。

しかしながら、お示しのように、感染された方やその御家族、医療従事者等に対する誹謗中傷や差別が大きな社会問題となり、ワクチン接種を受けていない方あるいは接種できない方でも、被害の対象となる危険にさらされています。

こうした誹謗中傷は、また差別は決して許されるものではなく、私は、このような行為を絶対にやめるよう、また、根拠のない情報やうわさなどに惑わされることのないよう、これまでも県民・事業者へのメッセージの中で繰り返し呼びかけてまいりました。

さらに、ホームページやテレビ、ラジオ、SNS等を活用した普及啓発にも努めてきたところです。国においても、偏見・差別の防止規定を盛り込んだ新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を機に、関係省庁による啓発活動が広く展開されています。

さらに、インターネット上の誹謗中傷を抑止するため、現在、罰則の強化に向けた刑法改正の検討が進められており、その中で、具体的な禁止行為等が明確化されるものと見込んでいます。

私としては、こうした国の対応も注視し、状況に応じて呼びかけの内容を見直ししながら、コロナに起因する誹謗中傷や偏見・差別の根絶に向けて、引き続き普及啓発に取り組んでまいりたいと考えています。

その他の御質問につきましては、関係参与員よりお答え申し上げます。

P. 3083

◎知事（村岡嗣政君） 橋本議員の御質問のうち、私からは御英霊の顕彰についてのお尋ねにお答えします。

さきの大戦が終わりまして、七十六年の歳月が過ぎ去りましたが、今日、私たちが享受している平和と繁栄は、戦没者の方々の貴い命と苦難の歴史の上に築かれたものであることを、決して忘れてはなりません。

私は、このことを深く胸に刻み、戦争の惨禍が二度と繰り返されることのないよう次の世代に語り継ぐとともに、揺るぎない平和への努力をしてまいらなければならないと考えています。

私は、そのような思いで、戦没者及び御遺族に対して弔意、哀悼の意を表するため、県護国神社慰霊大祭に出席させていただいているところであり、また、沖縄県摩文仁の丘において、山口県南方地域戦没者防長英霊の塔慰霊祭を、県慰霊奉賛会として開催しているところです。

こうした中、戦後間もなく創設され、長きにわたり戦没者の顕彰や御遺族の援護に当たってこられた山口県遺族連盟においては、御遺族が高齢化する中で、孫、ひ孫世代への活動の継承に取り組んでおられると伺っています。

戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えていくためには、県遺族連盟の果たす役割は大変重要であり、県として、こうした取組が継続されるよう、運営費を補助するなど、団体の活動を今後とも支援してまいります。

私は、引き続き、市町や関係団体とも連携しながら、戦没者の慰霊と御遺族の援護の推進に努めてまいりたいと考えています。

その他の御質問につきましては、関係参与員よりお答え申し上げます。

令和 3 年 1 1 月定例会 — 12月08日—04号

P. 4019

◎知事（村岡嗣政君） 木佐木議員の御質問のうち、私からは、新型感染症の感染拡大に備えた医療・衛生体制の拡充に関して、行政検査についてのお尋ねにお答えします。

私は、感染拡大防止に向けては、迅速かつ的確な検査の実施により、いち早く感染の芽を摘み、速やかに感染の連鎖を封じ込めていくことが重要であると考えています。

このため、感染の疑いのある方のみならず、クラスターの発生が懸念される地域や施設に対する集中検査をはじめ、変異株の影響等で日常的に感染リスクが高まった場合には、無症状の方に対しても幅広

く検査を実施するなど、感染拡大防止に向けた積極的な検査に取り組んでいるところです。

検査は、その県の感染状況に応じて実施されるものであり、お示しのように、人口当たりの検査数で一律に比較することはできませんが、本県では、感染が拡大していた八月から九月の検査陽性率は平均四・四％と、国の基準値五％を下回っており、必要な検査は実施してきたものと判断しています。

また、こうした検査の実施により、本県では、同時期の感染経路不明者の割合は二〇・一％と、これは全国平均の五三・七％を大きく下回っておりまして、全国二番目に低い水準に抑えられていたところであり、迅速かつ適切な検査が実施できていたものと考えています。

私は、第六波に向け、急激な感染拡大にも対応できるよう、一日当たりの検査能力を七千五百件から八千件に拡充を図ったところであり、今後とも、感染状況に応じて、効果的な検査に積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係参与員よりお答え申し上げます。

P. 4046

◎知事（村岡嗣政君） 中嶋議員の御質問のうち、私からは、コロナ克服のための対策に係る保健師の確保及び保健所の機能強化についてのお尋ねにお答えします。

まず、感染症対応業務に従事する保健師の人員確保についてです。

新型コロナウイルス感染症に迅速かつ的確に対応するためには、専門的な知識を有し、現場の最前線に対応する保健師の役割が非常に重要であると考えています。

こうした中、国においては、都道府県等における健康危機管理に関する対応力の強化等を図る観点から、保健所において感染症対応業務に従事する保健師の数を、令和四年度までの二年間で一・五倍に増員するために必要な地方財政措置を講じることとしています。

本県においても、今年度は、国の財政措置に対応する数以上の増員を図ったところであり、引き続き保健所の恒常的な人員体制の強化に向けた保健師の増員を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策にとどまらない、より抜本的な保健所機能強化に向けた人員確保についてです。

平成九年の地域保健法施行により、県と市町村の役割分担を見直し、従来保健所で担っていた母子保健や一般的な栄養相談等、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスを市町村で一元的に提供できるようになったところです。

お尋ねの抜本的な保健所機能の強化については、今回のコロナ禍で直面した課題等を踏まえ、国において、感染症対策に係る国、都道府県、市町村の関係等について検討するとされていることから、こうした国の動向も注視しながら、適切に対応してまいります。

その他の御質問につきましては、関係参与員よりお答え申し上げます。

P. 4064

◎知事（村岡嗣政君） 井原議員の御質問のうち、私からは追加提出した十一月補正予算についてのお尋ねにお答えします。

このたび、国は、感染症対策に万全を期すとともに、新しい資本主義を起動させ、成長と分配の好循環を実現するため、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を決定したところです。

私としては、これまでも感染症の状況を見極めつつ、社会経済活動の段階的な引上げに取り組んできたところですが、現下の経済情勢等に鑑み、この経済対策についても四つの柱に沿って、速やかに、できる限りの対応を図ることとし、関連の補正予算を編成し、追加提出をしたところです。

経済対策の柱の一つである、「未来社会を切り拓く新しい資本主義の起動」については、国が示した取組に沿って、農林水産業の生産基盤や地域の産業力の強化等を図り、地方活性化につなげていく考えです。

また、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保についても同様に国の取組に沿って、事業効果の早期発現を図るため、優先度が高く重要な箇所について、公共事業予算を前倒しして計上したものです。

私としては、国の経済対策を活用し、本県が直面する課題への的確かつ速やかな対応を図っていく考えです。

その他の御質問につきましては、関係参与員よりお答え申し上げます。

P. 4101

◎知事（村岡嗣政君） 松浦議員の御質問のうち、私からは、果樹農業振興についてのお尋ねにお答えします。

平たん地から中山間地域まで、多様な地形や気象条件を有する本県において、果樹農業を持続的に発展させるためには、地域の特性を生かしながら、市場ニーズが高く、高単価が期待できる果樹の生産振興を進めていくことが重要です。

このため、温暖多日照の沿岸部や島嶼部ではかんきつ類を、寒暖差が大きい内陸部では梨、ブドウをはじめとした落葉果樹の作付を推進するなど、多彩な果樹産地の形成を図ってきたところです。

こうした中、担い手の高齢化や生産コストの上昇など、果樹経営を取り巻く環境が厳しくなっていることから、私は、昨年度、果樹農業振興計画を策定し、その着実な実行を図るため、優良園地の継承とデジタル技術の推進に重点的に取り組むこととしています。

まず、優良園地の継承については、今年度、県内三か所の果樹産地をモデル地域に設定したところであり、現在、映像や数値によって継承資産を可視化するとともに、地図情報とリンクした形でデータベース化を進めています。

次に、デジタル技術の推進については、遠隔操作で高品質かつ安定的な生産が可能となる、県が開発した通信型マルドリシステムの現地導入を図ります。

さらに、地域性を求める消費者ニーズに対応するため、県産オリジナル品種のせとみや南津海シードレス等の導入を支援します。

私は、本県の果樹産地の維持・拡大に向け、関係団体と緊密に連携しながら、市場ニーズの高い果樹の生産を進めることにより、本県果樹農業の振興を図ってまいります。